

# 船橋市 認知症安心ナビ

～認知症の人にやさしい船橋を目指して～  
(第4版)



## 船橋市包括支援課 平成30年3月

※「認知症ケアパス」とは・・・認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名や内容等を分かり易く提示できるようにしたものです。

※オレンジリングとは・・・「認知症サポーター」である証になるもので、認知症について学び、自分でできることをする応援者のことで、全国各地で行われている「認知症サポーター養成講座」を修了した方にお渡ししているものです。認知症の人やその家族は、地域での支援を必要としています。船橋市では認知症を正しく知っていただき、地域での見守り支援や認知症カフェ等の集いの場、徘徊模擬訓練等のイベントなどでご協力いただける認知症サポーターの養成を進めております。

## 《目次》

- |                            |      |       |
|----------------------------|------|-------|
| 1. 認知症の人を支えるイベント・活動の紹介     | ・・・  | 3ページ  |
| 2. 認知症の方の様子の変化と家族の心構え      | ・・・  | 4ページ  |
| 3. 認知症の状態に合わせて利用できる支援の一覧表  | ・・・  | 6ページ  |
| 4. ケアパス一覧表の各種サービス          |      |       |
| (1) 相談する                   | ・・・  | 8ページ  |
| ・地域包括支援センター（市内10か所）        |      |       |
| ・在宅介護支援センター（市内19か所）        |      |       |
| (2) 受診する                   | ・・・  | 13ページ |
| ・船橋市医師会認知症協力医療機関名簿         |      |       |
| (3) 通う場所                   | ・・・  | 16ページ |
| (4) 自宅での介護                 | ・・・  | 20ページ |
| (5) 住まい                    | ・・・  | 24ページ |
| (6) 財産管理・契約など（権利擁護）        | ・・・  | 27ページ |
| (7) その他                    | ・・・  | 29ページ |
| 5. 各種パンフレット                | ・・・  | 34ページ |
| 『認知症を正しく知ろう』『若年性認知症ハンドブック』 |      |       |
| 『介護保険・高齢者福祉ガイド』            | のご案内 |       |
| 6. 編集者・事務局                 |      |       |

# 1. 認知症の人を支えるイベント・活動の紹介

認知症の基本的な知識と  
認知症の人への  
対応方法等を学ぶ！

**認知症サポーター養成講座！！**

(写真は小学生対象の講座より)

P 29



認知症高齢者を地域で支える  
**徘徊模擬訓練！！**

P 33



認知症の人にやさしい船橋を  
目指す実行委員会主催

**メモリーウォーク！！**

P 33




認知症があっても地域で交流！  
**認知症カフェ！！**


P 19

## 2. 認知症の方の様子の変化と家族の心構え

認知症はゆるやかに進行し、症状が変化していきます。  
 家族や周囲の人が認知症を理解し、進行に合わせて上手に対応する事が大切です

		様子の変化が目立ってくる	→	普段の暮らしが何とかできる
本人の様子	コミュニケーションなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつも「あれがない」「これがない」と探し物をしている</li> <li>・趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなる</li> <li>・約束を忘れることがある</li> <li>・怒りっぽくなる</li> <li>・今迄やっていた事が面倒そうになる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間や日にちがわからなくなる</li> <li>・探しものが見つからなくなる</li> <li>・同じことを何度も言ったり聞いたりする</li> <li>・失敗を人のせいにして取り繕う</li> </ul>
	食事調理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の内容を忘れることがある</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事したことを忘れる</li> <li>・調味料を間違えたり、同じ料理が多い</li> </ul>
	清潔入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身なりに構わなくなる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ服ばかりを着ている</li> </ul>
	お金の管理 買い物			<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物で財布の中に小銭が増える</li> <li>・大切な物の保管場所がわからなくなる</li> </ul>
	服薬・排泄 外出 家の様子 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たまに薬の飲み忘れがある</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ出しができない(分別ができない)</li> <li>・家の中が物で散らかっている</li> <li>・専門医への受診をいやがる</li> </ul>
本人の思い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私 おかしいのかも…不安な気持ち</li> <li>・周りから「もっとしっかりして」「覚えている？」と言われると苦しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できないことも増えているけれども、</li> <li>・新しい場所に一人でいけない、時間</li> <li>・騒がしい所に連れて行かれると混乱</li> </ul>		
家族の心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様子の変化に気づいたら、かかりつけ医、地域包括支援センター等に相談しましょう</li> <li>・認知症に関する正しい知識や理解を深めておきましょう</li> <li>・本人の不安に共感しながら、言動などを否定せずさりげなく手助けしましょう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心も体も日によって調子が変わる事叱咤激励するとさらに調子を崩して</li> <li>・火の不始末や道に迷う事等の事故</li> <li>・本人のプライドを傷つけないよう手助</li> <li>・今後の生活について話し合っておき</li> <li>・同じ体験をする家族の集いにも参加すると良いでしょう</li> </ul>		

ご家族等が認知症と診断されても、慌てず騒がない事が第一です。本人も戸惑い、混乱しています。ゆっくりと温かく見守ることで、穏やかに過ごすことが可能です。

見守りがあれば生活が送れる	手助けや介助がないと生活できない	常に介護が必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>一人で電話の対応や訪問者の対応が難しくなる</li> <li>温厚な性格だった人が攻撃的になる</li> <li>物を盗られたと周囲に訴える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会話が成り立たなくなる</li> <li>本人の訴えが曖昧で具合が悪くてもわからない</li> <li>家族の顔や名前がわからなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表情が乏しくなり意思疎通が困難になる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電子レンジが使えなくなる</li> <li>鍋を焦がす事が多くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食べ物でない物を口に入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面的に食事介助が必要になる</li> <li>飲み込みが悪くなり、介助しても摂取が困難になる</li> <li>誤嚥性肺炎を起こしやすい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴を嫌がる</li> <li>季節にあう服を着る事ができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着替えができなくなる</li> </ul>	(身の回りのこと全てに介護が必要)
<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュコーナー等の機械操作ができなくなる</li> <li>同じ物ばかり買い込む</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>一人で出かけて道に迷う事が増えた</li> <li>薬の飲み忘れが目立つ</li> <li>失禁で汚れた下着を隠す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家の中でもウロウロする</li> <li>自分がいる場所がわからなくなり、家に戻れなくなる</li> <li>トイレの動作がわからなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>尿、便失禁が増える</li> <li>寝たきりになる</li> </ul>
出来ることも認めてほしいの感覚がない事が困っているしてしまう	<ul style="list-style-type: none"> <li>症状がかなりすすんでも何もわからない人と考えないでほしい</li> <li>言葉で表現できなくても顔や表情から、気持ちをくみとってほしい</li> </ul>	
自体、認知症の症状です しまう事があります に備えて安全対策を考えておきましょう けしましょう(さりげなく自然にが一番) しましょう し、情報交換や相談できる場所を見つけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、排泄、清潔などの支援が必要になり、合併症が起きやすくなります。一人だけで介護を抱え込まないように介護保険サービスや医療サービスを活用しましょう</li> <li>どのような最期を迎えるか家族間でよく話し合っておきましょう</li> </ul>	

### 3. 認知症の状態に合わせて利用できる支援の一覧表

	様子の変化が目立ってくる	→ 普段の暮らしが何とかできる	→ 見守りがあれば
相談する P8～	地域包括支援センター・在宅介護支援センター【相談窓口(専門医による認知症相談・認知症 ちば認知症相談コールセンター・「認知症の人と家族の会」【電話相談・交流 認知症疾患医療センター【認知症についての専門医療相談を行う医療		居宅介護支援事業所 在宅
受診する P13～	かかりつけ医師・認知症疾患医療センター・認知症協力医療機関【認知症かも?と思ったら早め		
通う場所 P16～	サロン・居場所など ミニデイサービス・ふれあい・いきいきサロン・老人福祉センター・老人憩の家・老人クラブ 介護予防総合型・認知症予防教室 介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険サービス(通所介護) 認知症カフェ【認知症の人及びその介護者、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことが		
自宅での 介護 P20～	有償ボランティア ワンコインサービス・軽度生活援助員・生活・介護支援サポーター事業・ファミリーサポートセンター 		介護保険サービス(訪問リハビリ・訪問看護) 【自宅で利用する介護保険サービスです。 ※日常生活支援総合事業の対象の方も やすらぎ支援員訪問事業【介護を 徘徊高齢者家族支援
住まい P24～	日常生活用具の貸与 / 給付・緊急通報装置の貸与 高齢者住宅改造資金の助成 / 介護保険サービス(住宅改修費支給) 		
財産管理 ・契約等 (権利擁護) P27～			ふなばし高齢者等権利擁護センター 成年後見制度(成年後見

生活を送れる	手助けや介助が無いと生活できない	常に介護が必要	
<p>【家族交流会・認知症 初期集中支援チームなども行っています】  【の場として集いも行っています】  機関です】  (ケアマネジャー) 【日常生活を送るために、介護保険サービス利用の連絡調整を行います】  医療支援拠点(ふなぼーと) 【在宅医療の情報提供・相談をする機関です】</p>			<p>相談する P 8～</p>
<p>【に相談・受診をしましょう。】</p>			<p>受診する P 13～</p>
<p>・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・ショートステイ)  【できる場です】</p>			<p>通う場所 P 16～</p>
<p>・訪問介護・訪問入浴・通所リハビリ・通所介護・ショートステイ・福祉用具購入、貸与)  【訪問系、通所系、介護用品の補助等を行います】  一部の訪問型サービスが利用できます。  【行っている家族の不在時等に認知症高齢者へ見守り、話し相手などを行います】  サービス【徘徊高齢者へ向けたGPS機器の貸し出し事業です】  介護用品の支給(紙おむつ等)  訪問理美容サービス</p>			<p>自宅での介護 P 20～</p>
<p>【入所ができる施設  介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅  ※入所には介護度や身体状況などの条件があります。】</p>			<p>住まい P 24～</p>
<p>【「ばれっと」  制度利用支援)】</p>			<p>財産管理  ・契約等  (権利擁護)  P 27～</p>

## 4. ケアパス一覧の各種サービス

### (1) 相談する

#### ①地域包括支援センター(市内10か所)・在宅介護支援センター(市内19か所)

※月～金曜日9時～17時 ※祝日、年末年始を除く

介護や福祉、健康、認知症などのさまざまな相談に応じるほか、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや成年後見制度の活用についての相談などもお受けします。

また、地域包括支援センターでは、「要支援」の認定を受けた方や介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方へのケアマネジメントを行います。

#### 地域包括支援センター・在宅介護支援センター 一覧

中部 地域包括支援 センター	北本町 1-16-55 保健福祉センター 1 階	☎047-423-2551	FAX 047-423-2553
	<b>夏見在宅介護支援センター</b>	☎047-460-1203	米ヶ崎町、夏見、 夏見台、夏見町
	<b>高根・金杉在宅介護支援センター</b>	☎047-406-8765	金杉、金杉台、金杉町、 高根町、緑台
新高根・芝山、 高根台 地域包括支援 センター	芝山 1-39-7 フォンテヌ芝山 104	☎047-404-7061	FAX 047-404-7062
	<b>高根台在宅介護支援センター</b>	☎047-774-0412	高根台 (1～6 丁目)
東部 地域包括支援 センター	薬円台 5-31-1 社会福祉会館 3 階	☎047-490-4171	FAX 047-466-1369
	<b>前原在宅介護支援センター</b>	☎047-403-3201	中野木、前原東、 前原西
	<b>二宮・飯山満在宅介護支援センター</b>	☎047-461-9993	滝台、滝台町、二宮、 飯山満町
	<b>薬円台在宅介護支援センター</b>	☎047-496-2355	七林町、薬円台、 薬園台町
三山・田喜野井 地域包括支援 センター	三山 6-41-24 田屋ビル 103	☎047-403-5155	FAX 047-403-5156
習志野台 地域包括支援 センター	習志野台 2-71-10	☎047-462-0002	FAX 047-465-3551



<b>西部</b> 地域包括支援センター	本郷町 457-1 西部消防保健センター 4 階	☎047-302-2628	FAX 047-302-2639
	<b>葛飾在宅介護支援センター</b>	☎047-410-0072	印内、印内町、葛飾町、古作、古作町、西船、東中山、本郷町、山野町
	西船 2-21-12 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑内		
	<b>中山在宅介護支援センター</b>	☎047-302-3212	二子町、本中山
	二子町 492-26-102		
	<b>塚田在宅介護支援センター</b>	☎047-430-7722	旭町、北本町、行田、行田町、前貝塚町、山手
	旭町 4-9-1 特別養護老人ホーム船橋あさひ苑内		
<b>法典</b> 地域包括支援センター	馬込西 1-2-10 寿ビル A101	☎047-430-4140	FAX 047-430-6541
			上山町、藤原、馬込町、馬込西、丸山
<b>南部</b> 地域包括支援センター	湊町 2-10-25 市役所 3 階	☎047-436-2883	FAX 047-436-2885
	<b>宮本在宅介護支援センター</b>	☎047-420-7011	東町、市場、駿河台、東船橋、宮本
	宮本 4-19-12 ヨキダビル 203		
	<b>湊町在宅介護支援センター</b>	☎047-420-1128	栄町、潮見町、高瀬町、西浦、浜町、日の出、湊町、若松、本町 3 丁目
	湊町 1-11-19 船橋市南老人デイサービスセンター内		
	<b>本町在宅介護支援センター</b>	☎047-422-9800	本町 (1、2、4~7 丁目)
	本町 7-15-19-103		
	<b>海神在宅介護支援センター</b>	☎047-410-1230	海神、海神町、海神町東・西・南、南海神、南本町
	海神 6-7-5-102		
<b>北部</b> 地域包括支援センター	三咲 7-24-1 北部福祉会館 1 階	☎047-440-7935	FAX 047-449-7605
	<b>二和在宅介護支援センター</b>	☎047-448-7115	二和東、二和西
	二和東 6-17-39		
	<b>三咲在宅介護支援センター</b>	☎047-404-7333	三咲、三咲町、南三咲
	三咲 4-1-11		
	<b>八木が谷在宅介護支援センター</b>	☎047-448-6300	咲が丘、高野台、みやぎ台、八木が谷、八木が谷町
	咲が丘 3-11-4		
<b>松が丘在宅介護支援センター</b>	☎047-461-3465	松が丘	
松が丘 1-33-4 ひばりの丘デイサービスセンター内			
<b>大穴在宅介護支援センター</b>	☎047-400-2355	大穴南、大穴北、大穴町	
	大穴北 7-22-1 老人保健施設千葉徳洲苑内		
<b>豊富・坪井</b> 地域包括支援センター	神保町 117-8	☎047-457-3331	FAX 047-457-3337
			大神保町、金堀町、楠が山町、車方町、小野田町、小室町、古和釜町、神保町、鈴身町、豊富町
	<b>坪井在宅介護支援センター</b>	☎047-469-1100	坪井町、坪井東、坪井西
	坪井西 2-1-9		

## ②ちば認知症相談コールセンター

千葉県と千葉市の委託事業として、「公益社団法人 認知症の人と家族の会」千葉県支部が受託して行っているコールセンターです。

プッシュ回線の固定電話からは、局番なしで ☎#7100  
ダイヤル回線、光電話、IP 電話、携帯電話、県外からは、☎043-238-7731  
月・火・木・土 10 時～16 時（金曜日は予約制の面接専門相談）

## ③「認知症の人と家族の会」千葉県支部

昭和55年に結成された会で認知症の人とその家族が助け合って安心して生活ができるような社会を目指して、全国に支部が設置されています。家族や本人の交流の場として、つどいを行っています。

※月・火・木 13時～16時  
千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3階  
☎043-204-8228

## ④認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、認知症についての専門医療相談、鑑別診断と認知症に伴う行動及び心理状態への初期対応、合併症への対応を行う医療機関です。（県内11機関）

### 【東葛南部】

◇千葉病院 ☎047-496-2255

船橋市飯山満町 2-508（月～水、金～土 午前9時～午後4時30分）

※祝日、年末年始、創立記念日除く。

◇八千代病院 ☎047-488-2071

八千代市下高野 549（月～金 午前9時～午後4時） ※祝日、年末年始除く。

### 【東葛北部】

◇旭神経内科リハビリテーション病院 ☎047-330-6515

松戸市栗ヶ沢 789-1（月～土 午前9時～午後5時） ※祝日、年末年始除く。

◇北柏リハビリ総合病院 ☎04-7110-6611

柏市柏下 265（月～金 午前9時～午後4時） ※祝日、年末年始除く。

### 【千葉市】

◇千葉大学医学部附属病院 ☎043-226-2736

※各地域包括支援センターよりもさらに身近な介護等の相談窓口として各地区に設置されています。

#### 【印旛】

◇東邦大学医療センター佐倉病院 ☎043-462-8811  
佐倉市下志津 564-1（月～金 午前 9 時～午後 4 時）  
※祝日、年末年始、創立記念日を除く。

#### 【市原】

◇千葉労災病院 ☎0436-78-0765  
市原市辰巳台東 2-16（月～金 午前 9 時～午後 4 時） ※祝日、年末年始除く。

#### 【君津】

◇袖ヶ浦さつき台病院 ☎0438-63-1119  
袖ヶ浦市長浦駅前 5-21（月～土 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）  
※祝日、年末年始除く。

#### 【山武長生夷隅】

◇浅井病院 ☎0475-58-1411  
東金市家徳 38-1（月～金 午前 10 時～午後 4 時） ※祝日、年末年始除く。

#### 【安房】

◇東条メンタルホスピタル ☎04-7093-6046  
鴨川市広場 1338（月～金 午前 9 時～午後 4 時） ※祝日、年末年始除く。

#### 【香取海匝】

◇総合病院国保旭中央病院 ☎0479-63-8111  
旭市イの 1326（月～金 午前 9 時～午後 5 時） ※祝日、年末年始除く。

### ⑤認知症初期集中支援チーム

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医師の指導の下、各地域包括支援センターの専門職が「認知症初期集中支援チーム」として、医療・介護サービスにつなげるための支援をいたします。

#### ●認知症初期集中支援チームとは…

認知症の早期発見・早期対応を目的とし、専門医、保健師、社会福祉士などの専門職で構成されたチームで、認知症が疑われる人や認知症の人及びその介護者を訪問し自立生活のサポートを行います。

#### ●お問い合わせ 8ページの地区を担当する各地域包括支援センターへ

### ⑥専門医による認知症家族相談

認知症高齢者の介護を行う家族等の相談に対して、専門医が医療、介護上の助言を行う認知症相談を開催しています。ご相談に便利な地域包括支援センターをご利用ください。

●会場・お問い合わせ

中部地域包括支援センター	船橋市北本町1-16-55	電話 047-423-2551
東部地域包括支援センター	船橋市薬円台5-31-1	電話 047-490-4171
西部地域包括支援センター	船橋市本郷町457-1	電話 047-302-2628
南部地域包括支援センター	船橋市湊町2-10-25	電話 047-436-2883
北部地域包括支援センター	船橋市三咲7-24-1	電話 047-440-7935

⑦認知症家族交流会・若年性認知症家族交流会

認知症または若年性認知症（※）の介護をしている家族の方を対象に家族同士の交流とともに、悩みや疑問を話し合う交流会を開催しております。また、医師と介護体験者に相談できる、交流・情報交換の場です。

※若年性認知症…65歳未満で発症する認知症です。

●お問い合わせ 包括支援課 電話047-436-2558

⑧在宅医療支援拠点 ふなぽーと

平成27年10月より、船橋市保健福祉センター1階にて業務を開始しました。

「定期通院が難しい」、「自宅で治療を受けたい」、「退院後の訪問診療医を探したい」といった在宅で療養したい患者さんやそのご家族からの相談に応じます。また、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの相談・支援を行います。

●お問い合わせ 船橋市在宅医療支援拠点 ふなぽーと  
船橋市北本町1-16-55 電話047-409-1736



## (2) 受診する

早期受診・早期診断・早期治療が大切です。

「認知症はどうせ治らないから、医療機関にかかっても仕方ない」という考えは間違いです。認知症は早期に発見すれば、治療によっては進行を遅らせることや、症状を軽くすることが出来る場合もあります。早期ほど専門の病院の受診が不可欠で、診断は早期ほど難しく、熟練した技術と高度な検査機器を要しますので、専門の病院への受診が不可欠です。

### ●治る病気や一時的な症状の場合がある

正常圧水頭症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫などによる認知症の場合は、脳外科的処置で劇的に良くなる場合もあります。甲状腺ホルモンの異常の場合は、内科的な治療で良くなります。

また、薬の不適切な使用が原因で認知症のような症状が出る場合もあります。早期受診、早期治療を受けることが大切です。

### ●早い時期に受診することのメリット

アルツハイマー型認知症などのように、治療しても完治することが難しい病気であっても、薬で進行を遅らせることができ、健康な時間を長くすることができます。

病気のことが理解できる時点で受診し、認知症についての理解を深めておけば、本人、家族が生活上の障害を軽減でき、その後のトラブルを減らすことも可能です。

また、障害の軽いうちに後見人を自分で決めておく（任意後見制度）等の準備をしておけば、認知症はあっても自分らしい生き方を送ることが可能です。



船橋市医師会認知症協力医療機関名簿（☆かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者）

地区	医療機関名	医師名	認知症 専門外来	認知症 専門医	認知症 サポート医	かかりつけ医 として対応	所在地	電話番号	車いす	備考欄
中部	矢走クリニック	矢走誠		○	○	○	夏見1-1-3	047-422-0711	○	初診要予約
	朝比奈クリニック	朝比奈信武				○	夏見4-1-34	047-422-7795	○	
	富谷内科循環器科	富谷久雄				○	夏見台1-18-7 夏見台ビル2階	047-406-6556	○	
	遠藤医院	遠藤恒宏 ☆				○	新高根2-15-11	047-463-9555	○	
	山本医院	山本伸一			○	○	新高根4-7-8	047-465-5566	○	
	高根台メンタルクリニック	鈴木洋文				○	高根台1-2-2	047-468-6806	○	周辺症状対応可能な病院: 同法人運営の千葉病院 神経学的専門施設: 同法人運営の神経内科津田沼、神経内科千葉
	高根木戸診療所	渡邊良彦 ☆			○	○	高根台4-23-3	047-466-2203	○	
	妹尾内科	小山善次				○	高根台6-2-22 SXビル2階	047-490-2221	○	
	ひかり内科クリニック	陳光偉				○	高根台6-40-13	047-496-5661	○	
	やまと内科小児科クリニック	大和俊太				○	高根台7-12-10	047-465-0870	○	
東部	いけだ病院	松岡かおり ☆			○	○	前原東1-6-4	047-472-7171	○	初診要予約
	クリニック津田沼	村上光右				○	前原西2-7-4	047-478-5505	○	
	深沢医院	深沢 琢也				○	前原西2-8-3	047-472-3069	○	
	津田沼診療所	深沢規夫 ☆				○	前原西2-9-11	047-479-2525	○	
	平安堂内科	久能晃 ☆				○	前原西2-11-11	047-475-2629	○	
	神経内科津田沼	朝比奈正人		○		○	前原西2-14-5 榊原ビル7階	047-470-0500	○	千葉病院で入院治療が可能
	吉田医院	吉田幸一郎 ☆			○	○	前原西6-1-23	047-472-2905	○	相談は要予約
	船津医院	船津陽子			○	○	前原西8-24-5	047-466-6711	○	
	いとう内科循環器科クリニック	伊藤清治 ☆				○	二宮1-5-4	047-465-2000	○	
	千葉病院	小松尚也 ☆	○	○	○		飯山満町2-508	047-466-2176	○	認知症疾患医療センターあり
	庭野クリニック	庭野一次				○	薬台5-20-3	047-466-1347	○	
	小林医院	小林史朗				○	薬台6-1-1 薬園台駅ビル2階C号室	047-496-1116	○	
	さなだクリニック	眞田孝裕 ☆				○	薬台6-3-2	047-496-1111	○	
	薬園台さかいクリニック	酒井真人				○	薬台6-6-2 2階	047-490-1515	○	
	薬園台眼科	林真				○※	薬台6-14-31	047-469-6123	○	※眼科疾患のみ
	戸張クリニック	戸張雅晴			○	○	田喜野井7-3-13	047-456-4777	○	
	ならしの内科外科	砂田荘一	○				三山2-1-11	047-403-8400	○	
	志村医院	小齊平恵			○	○	三山8-7-2	047-472-7166	○	
及川医院	及川卓一				○	三山9-6-16	047-473-3625	○		
習志野台整形外科内科	宮川一郎				○	習志野台2-16-1	047-461-1221	○		
北習志野花輪病院			○			習志野台2-71-10	047-462-2112	○	認知症診療は月曜日午前、および水曜日午前と午後 順天堂大学附属病院脳神経内科から非常勤来院	
たけしファミリークリニック	北垣毅				○	習志野台6-3-25	047-465-1192	○		
横堀クリニック	横堀直孝				○	西習志野4-20-16	047-463-9731	○		

地区	医療機関名	医師名	認知症 専門外来	認知症 専門医	認知症 サポート医	かかりつけ医 として対応	所在地	電話番号	車いす	備考欄	
西部	西船医院	重光俊男			○		西船2-21-1	047-495-3633	○		
	まつうら内科	松浦誠一 ☆				○	西船2-28-1 大日・西船ビル2階	047-495-5225	○		
	岩田内科循環器科	岩田次郎 ☆				○	西船4-12-10 早稲田13時ビル7階	047-432-7722	○		
	葛葉クリニック	近藤千紗				○	西船4-22-1	047-434-2284			
	土居内科医院	土居良康		○		○	東中山1-18-10	047-334-2686	○		
	小栗原クリニック	上野真弓 ☆			○	○	本中山3-8-16	047-333-5553			
	東武塚田クリニック	林直樹		○	○	○	前貝塚町565-12	047-430-3322	○	デイサービスあり	
	山崎内科外科クリニック	山崎達之				○	山手1-1-3 ルネ・アクシアム	047-432-1007	○		
	若葉クリニック	若月冬樹 ☆			○		上山町1-157-1	047-303-0800	○	訪問看護ステーションあり 訪問診療可能 精神科訪問診療可能(精神科医師2名非常勤)	
	坂口医院	坂口文秋				○	丸山1-55-3	047-438-6381			
南部	総武病院	蓮田洸	○	○			市場3-3-1	047-422-2171	○	もの忘れ外来あり(要予約。土曜日午前。事前検査を受けてから予約)	
	安西クリニック	安西由紀子 ☆	○	○		○	東船橋4-29-6	047-422-5036	○	初診要予約	
	かわい内科クリニック	川居重信				○	浜町2-2-7 ビビットスクエア4階	047-432-5353	○		
	やすまクリニック	安間芳秀	○	○	○	○	本町1-5-3 マルホンビル3階	047-407-2111	○	初診要予約 画像検査は船橋市立医療センター等で実施	
	板倉病院	赤川和弘		○	○		○	本町2-10-1	047-431-2662	○	介護老人保健施設ロータスケアセンターあり
		梶原崇弘			○	○	○				
		梶原麻実子			○	○	○				
		久野慎一			○	○	○				
	高木医院	鈴木伸行				○	○	本町2-26-24	047-431-2256	○	
		高木恒雄 ☆				○	○				
		高木康博			○	○					
	佐野医院	佐野千寿子 ☆			○	○		本町3-3-7	047-422-2278	○	
北林医院 分院	北林香織				○		本町6-4-28 竹内ビル6階	047-424-0287	○		
船橋駅前内科クリニック	増村暁与				○		本町7-6-1 船橋ツインビル東館6階	047-406-5515	○		
佐瀬医院	井村有子		○	○	○		海神4-1-14	047-431-0034	○	初診要予約	
なかむら内科消化器クリニック	中村順哉			○			海神6-7-12	047-433-4976	○		
北部	船橋二和病院附属 ふたわ診療所	戸田治代	○	○	○	○	二和東3-16-1	047-448-7660	○	デイケア、在宅介護支援センター、訪問看護ステーションあり 市外に老人保健施設、グループホーム、デイサービスあり もの忘れ外来(精神科)あり(要予約。木曜日午前。紹介状がない場合には内科一般外来を受診し、事前検査を受けてから予約) 認知症相談外来は火曜日午後、看護師が対応 家族学習会(3、6、9、12月第2土曜日10～12時)	
	船橋二和病院	戸田治代		○	○		二和東5-1-1	047-448-7111	○	認知症ケアチームあり 外来対応はふたわ診療所のみ	
	コミュニティクリニックみさき	玉元弘次 ☆				○	三咲3-1-15	047-440-1512	○	介護老人保健施設、通所介護施設、グループホーム、高齢者住宅、短期入所生活介護、 居宅介護支援事業所、特別養護老人ホームあり	
	はしもとクリニック	橋本聖				○	咲が丘3-25-3 ミツヨシビル2階	047-448-5175	○		
	しまね内科クリニック	嶋根正樹				○	埦井東1-2-25	047-456-5252	○		
	むなかた内科・神経内科	宗像紳 ☆	○	○	○	○	埦井東3-9-3 船橋日大駅前ビル2階	047-456-0234	○	初診要予約	

☆: かかりつけ医認知症対応力向上研修会修了者

【認知症専門外来とは】

通常の外来とは別に、認知症専門の外来がある医療機関です。

【かかりつけ医認知症対応力向上研修とは】

平成 18 年度より認知症サポート医が都道府県医師会等と連携して地域のかかりつけ医に対し、認知症に関する知識・技術や、本人や家族支援のための地域資源との連携などについて行った研修です。

【認知症サポート医とは】

平成 17 年より都道府県(厚生労働省)が国立長寿医療センターに委託して実施されている所定の研修を受けた医師です。

### (3) 通う場所

#### ①老人福祉センター

高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活が送れるよう、各種相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上およびレクリエーション等に利用できる施設です。

##### ●事業の内容

- 健康相談、生活相談
- 機能回復訓練
- 教養講座の開催
- レクリエーション活動
- 手工芸品などの製作活動
- その他高齢者福祉の増進に関する活動

##### ■市内には次の福祉センターがあります

- |               |                   |                 |
|---------------|-------------------|-----------------|
| 1) 中央老人福祉センター | 夏見台1-11-3         | 電話 047-438-1105 |
| 2) 東老人福祉センター  | 薬円台5-31-1 社会福祉会館内 | 電話 047-466-1381 |
| 3) 北老人福祉センター  | 三咲7-24-1 北部福祉会館内  | 電話 047-449-7601 |
| 4) 西老人福祉センター  | 藤原3-2-15 西部福祉会館内  | 電話 047-429-0810 |
| 5) 南老人福祉センター  | 湊町1-11-19 南部福祉会館内 | 電話 047-495-8011 |

●利用時間 9時30分～16時まで。

●休館日 ○毎週日曜日 ○祝日・休日 ○年末年始

●利用者の条件 60歳以上の人。

●利用方法 利用者には、利用者証を交付します。  
利用料は無料（ただし市外の方は1日200円）。

#### ②ミニデイサービス

多くのボランティアの協力により、介護保険には該当しないものの虚弱でひとり暮らし及び日中独居の高齢者等を対象に、レクリエーションや会食、健康チェックなどふれあいのひと時を過ごして頂きます。月1回から2回程度、公民館や町会・自治会会館等で開催しています。

●お問い合わせ 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 電話047-431-2653  
または 各地区社会福祉協議会



### ③老人憩の家

高齢者のみなさんが相互の親睦を図るためや、教養の向上・レクリエーションなどに利用する施設です。「老人憩の家」は場所を提供していただいた民家や児童ホームなどの公共施設に併設しています。

- 対象となる人 市内にお住まいのおおむね60歳以上の人。
- お問い合わせ 高齢者福祉課 いきがい対策係 電話047-436-2349

### ④老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤とする自主的な組織であり、健全で豊かな日常生活を送るため、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っています。

- 対象となる人 おおむね60歳以上の人。  
入会を希望される人は、地元の老人クラブへお申し出ください。
- お問い合わせ 船橋市老人クラブ連合会事務局 電話047-433-4865  
または  
市役所高齢者福祉課 いきがい対策係 電話047-436-2349

### ⑤ふれあい・いきいきサロン

趣味やレクリエーションを通じて、仲間づくりや生きがいづくりの場を提供しています。この事業は地域の誰もが自由に参加できる気軽な交流の場です。月1回から2回程度、公民館や町会・自治会会館等で開催しています。

- お問い合わせ 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 電話047-431-2653  
または  
各地区社会福祉協議会

### ⑥介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の人と基本チェックリストにより事業対象者と判定された人が利用できるサービスです。「介護予防・生活支援サービス」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

## ＜一般介護予防事業＞

### 1) 介護予防総合型

65歳以上の人を対象に、運動器の機能向上や口腔機能の向上等を中心に、ストレッチ体操や唾液腺マッサージ等のプログラムを行う介護予防教室。(1コース5回または8回)

### 2) 認知症予防教室

65歳以上の人を対象に、認知症予防を中心に運動器の機能向上や口腔機能の向上等のプログラムを行う介護予防教室。(1コース5回程度)

●お問い合わせ 健康づくり課 電話047-409-3404

## ＜介護予防・生活支援サービス＞

※介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター(8・9ページ参照)にお尋ねください。

### 1) 介護予防通所型サービス(デイサービス)

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(生活機能向上グループ活動、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など)を提供します。

### 2) 介護予防運動機能向上デイサービス

運動器の機能向上を目的として、機能訓練等を行う短時間型のデイサービスです。

### 3) 介護予防ミニデイサービス

閉じこもり予防や自立支援を目的として、運動やレクリエーションを提供します。(地域社会福祉協議会が行っているミニデイサービスとは異なります。)

### 4) 短期集中予防サービス(はつらつ高齢者介護予防教室)

短期間(12回程度、週1~2回程度)集中して取り組む、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など、日常生活活動の改善を目的とした通所型サービスです。参加費は無料です。

## ⑦介護保険サービス

※介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャー、地域包括支援センター、在宅介護支援センター(8・9ページ参照)、市役所の介護保険課(047-436-2302)にお尋ねください。

### 1) 通所介護/通所型サービス(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

## 2) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

## 3) 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

## 4) 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

## 5) 短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

## ⑧認知症カフェ

「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその介護者、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる場のことを言います。情報交換等を目的とする活動の拠点として地域の団体等が自主的に運営しています。

認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催一覧を作成し、市ホームページ（※）への掲載や公民館・出張所等で配布しています。

※ <http://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/006/>

●お問い合わせ 包括支援課 電話047-436-2558



## (4) 自宅での介護

### ①軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員（有償ボランティア）を派遣し、掃除・買い物・洗濯・食事の準備など日常生活上の軽易なお手伝いをします。※ご利用は原則、週1回1時間まで

- 対象となる人 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯（介護認定のある40歳～64歳の人も含む）
- 費用 1回（1時間）につき400円（市民税非課税世帯は無料）
- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

### ②生活・介護支援サポーター事業

元気高齢者等を対象として生活・介護支援サポーター（有償ボランティア）を養成し、高齢者宅や介護施設に派遣します。高齢者宅では家事援助中心のサービスとして、清掃、洗濯、食事の準備、買い物等を行います。

（養成）

- 対象となる人 60歳以上の人

（派遣）

- 対象となる人 ①介護が必要な65歳以上の在宅高齢者 ②介護施設
- 費用 1時間500円
- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

### ③ワンコインサービス

70歳以上の高齢者のみ世帯を対象に、シルバー人材を活用した家庭での軽易な生活支援（ゴミ出し、電球の交換、簡単な買い物）を行います。

- 費用 1回30分以内で出来る作業：500円
- お問い合わせ 公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団 電話047-435-1255

## ④ファミリー・サポート・センター

地域でちょっとした手助けをして欲しい人と、お手伝いをしたい人を結び、食事・掃除・洗濯等を行うことで高齢者のお世話をしている人を支援します。

- 費用 1時間750円（土・日・祝日・休日及び年末年始は1時間960円）
- お問い合わせ 船橋市福祉サービス公社内ファミリー・サポート・センター（介護）  
電話047-420-7331

## ⑤やすらぎ支援員訪問事業

認知症高齢者をご自宅で介護している家族が介護疲れで休みたい時、所用で外出する時にやすらぎ支援員を派遣します。

- 対象となる人 認知症のある高齢者をご自宅で介護している人。
- 費用 1時間200円  
（高齢者のみの世帯、市民税・県民税非課税世帯は1時間100円）
- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

## ⑥介護保険サービス

※介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター（8・9ページ参照）、市役所の介護保険課（047-436-2302）にお尋ねください。

### 1）福祉用具購入費支給

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した際、費用額10万円（年度ごと）を上限にその9割または8割を支給します。

※各都道府県・政令指定都市・中核市で指定を受けた販売店で購入した場合のみ支給の対象となります。

### 2）福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いす、特殊寝台、手すり（工事を伴わないもの）、歩行補助つえなど）を貸与します。

※要介護状態区分によって貸与可能な品目が異なりますので、詳しくは介護保険課までご相談ください。

### 3) 訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

### 4) 認知症訪問支援サービス（船橋市独自のサービス）

特に行動・心理症状が見受けられる認知症高齢者等の人が、介護保険の訪問介護サービスと一体的に利用するサービスで、訪問介護サービス提供時の不穏の解消や見守りなどを行います。

※サービス内容やその他の利用条件等があるため利用する際は、ケアマネジャーに相談してください。

### 5) 訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

### 6) 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

### 7) 訪問介護／訪問型サービス（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

※介護予防・日常生活総合支援事業対象の方は必要に応じ、介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）、介護予防生活支援サービス（家事援助）が利用できます。

### 8) 夜間対応型訪問介護

自立した日常生活を24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員が利用者の自宅を訪問するサービスです。

### 9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時対応を行います。

## ⑦徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊により所在不明となった高齢者を、GPSの電波網を使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報を提供するサービスです。また、介護者が現場に行って保護することが困難な場合、要請により緊急対応員が現場へ急行し対応します。

- 対象となる人 徘徊する高齢者を介護している家族。
- 利用料 1か月 250円（市民税・県民税非課税世帯）  
1か月 500円（市民税・県民税課税世帯）
- お問い合わせ 包括支援課 電話 047-436-2558



実際のGPSの機器です。

## ⑧訪問理美容サービス

理容院・美容院へ出向くことが困難な高齢者等の自宅を、理容師・美容師が訪問して、カットを行います。

●対象となる人 在宅で要介護4・5の認定を受けている人。

※船橋市理容組合・美容組合加盟店のみ利用可。

●費用 理美容料金は自己負担となります

(カット 理容3,700円、美容3,800円)。出張費用は市が負担します。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

## ⑨介護用品（紙おむつ等）の支給

在宅の重度要介護者を支援するため、紙おむつ等を毎月宅配にて支給します。

●対象となる人 下記の要件をすべて備えている人。

- ・市内の自宅等で生活していること（入院、施設入所している場合は対象外）
- ・要介護3・4・5の認定を受けていること（40歳～64歳の人も含む）
- ・市民税・県民税の賦課額が65,000円以下であること
- ・生活保護の受給者でないこと

※宅配は、申請月の翌月からとなります。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

## (5) 住まい

### ①日常生活用具の貸与/給付

高齢者が快適な生活を送れるよう、便利な生活用具を貸与・給付します。

- 対象となる人 生計中心者の所得税が非課税で、下記の要件をすべて備えている在宅の65歳以上の人。※同居の人の中で所得税が最も多い人を生計中心者とします。

	種 類	要 件
貸与	高齢者福祉電話	1. ひとり暮らしであること 2. 現に電話を保有していないこと 3. 常に安否の確認を必要としていること
給付	自動消火装置	1. ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯であること
	電磁調理器	1. ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯であること 2. 心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要であること
	シルバーカー (座れるタイプと軽 量タイプがあります)	1. 歩行が困難なこと

- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

### ②緊急通報装置の貸与

在宅の高齢者に、急病などの緊急時に通報を行うことができる通報装置を貸与します。

- 対象となる人 1) 常に安否の確認を必要としている65歳以上のひとり暮らし高齢者等(日中一人暮らしの人、同居家族の心身に問題があり緊急時に対応できない場合も含みます)。(費用無料)  
2) 常に安否の確認は必要でなくても、不安感を持っている75歳以上のひとり暮らし高齢者。(費用は次のとおり)

市民税・県民税課税者 月2,160円

市民税・県民税非課税者 月1,080円

- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352



### ③介護保険サービス

※介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター（8・9ページ参照）、市役所の介護保険課（047-436-2302）にお尋ねください。

#### 1) 住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用額20万円を上限にその9割または8割を支給します。

※介護保険課へ事前の申請が必要です。

※住民登録地以外で行った住宅改修、入院（入所）中で居宅にいない場合は保険対象外です。

※このサービスの他に高齢者住宅改造資金の助成もあります。（下段参照）

#### 2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

#### 3) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

### ④高齢者住宅改造資金の助成

市では介護保険の住宅改修費支給とは別に、要支援・要介護の認定を受けている人のために、浴室、トイレ等の改造、手すりやスロープの設置など、住宅の改造をしようとする場合に、その資金を助成します。（3. 介護保険サービスの①住宅改修費支給と併用ができる場合もあります）

※こちらの制度をご利用される人は、工事を始める前にご相談ください。なお、すべての工事が対象ではありません。まず、高齢者福祉課へお問い合わせください。

#### ●助成対象 1) 市内に1年以上居住していること

※賃貸住宅に居住している人も利用できます。

#### 2) 生計中心者の市民税・県民税の額が32万円以下の世帯

※市民税・県民税額が最も多い人を生計中心者とします。

#### 3) 要支援1～2・要介護1～5の認定を受けていること

※ただし、要支援1～2・要介護1～2の認定者にあっては、申請する改造の総工事費が150万円（消費税含む）以下であること。

#### ●助成限度額 50万円

●助成率 市民税・県民税課税世帯50% 市民税・県民税非課税世帯100%  
申請受理後、必要書類の審査、現地調査を行った後、助成の可否決定をします。

そのため、工期は余裕をもって申請してください。介護保険の住宅改修費支給対象工事は、介護保険の支給が優先されます。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 047-436-2352

## ⑤有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」となっています。有料老人ホームでのサービス内容や入居に際しての条件等は有料老人ホームによって異なりますので直接お問い合わせください。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 電話047-436-2353

## ⑥サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、原則25㎡以上の床面積を持つバリアフリー住宅で、安否確認や生活相談サービスを提供することが必要とされています。また、前払い金について初期償却が制限されることや、長期入院を理由に退去を求められないなど入居者保護が図られています。

●お問い合わせ 住宅政策課 電話047-436-2713



## (6) 財産管理・契約など（権利擁護）

### ①ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」

判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない方々に対して、各種サービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活が送れるように支援します。

- ご利用いただける人 おおむね65歳以上の高齢者及び障害のある人で、契約に際してその内容を理解する能力のある人。
- お問い合わせ ふなばし高齢者等権利擁護センター  
電話047-431-7560（福）船橋市社会福祉協議会内

### ②成年後見制度

成年後見制度とは、成年者で、認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な方々を保護し、支援するために、家庭裁判所が成年後見人等を選び、この成年後見人等が財産管理や身上監護（介護サービス、施設への入所などの生活に配慮すること）についての契約、遺産分割などの法律行為を本人に代わって行う制度です。

- お問い合わせ  
千葉家庭裁判所市川出張所 市川市鬼高2-20-20 電話047-336-3002  
千葉家庭裁判所 千葉市中央区中央4-11-27 電話043-333-5321  
千葉県弁護士会 千葉市中央区中央4-13-9 電話043-227-8431  
千葉司法書士会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部）  
（月・水・木のみ10時～16時）  
千葉市美浜区幸町2-2-1 千葉司法書士会館内  
電話043-301-7831  
一般社団法人 千葉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ千葉  
（火・木のみ、10時～16時）  
千葉市中央区千葉港7-1 塚本千葉第5ビル3階  
電話043-238-2866  
千葉県行政書士会（一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部）  
千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館4階  
電話043-221-4192  
一般社団法人社労士成年後見センター千葉（月～金のみ、10時～16時）  
千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハynesビル7階  
電話043-307-5830
- 身寄りのない認知症高齢者の人 各地域包括支援センター（8ページ参照）

### ③成年後見制度利用支援

認知症高齢者、知的障害者または精神障害者のうち、身寄りのない人などについて、金銭管理や日常生活での契約、福祉サービスの利用等のため成年後見制度が必要にもかかわらず、申立てができないということを防止するため、市長が代わって成年後見人等の申立てを行っています。後見人等の申立て費用（市長申立てのみ）や報酬の支払いが困難な人については、市が助成を行います。

- 対象となる人
  - ・市長申立ては、申立てをする親族等がいない認知症高齢者、または知的障害者、精神障害者で、制度の利用が必要と認められる人。
  - ・助成は、生活保護受給世帯またはそれに準ずる世帯に属する人等。

#### ●お問い合わせ

□認知症高齢者（65歳以上の人）

・市長申立て → 各地域包括支援センター（8ページ参照）

・報酬等の助成 → 高齢者福祉課 電話047-436-2352

□知的障害者 障害福祉課 電話047-436-2343

□精神障害者 保健所保健総務課 電話047-409-2859



## (7) その他

### ①認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を身に付けるために、認知症の原因や症状、また認知症の方及び、その家族への接し方について学びます。講座を受けた方には認知症サポーター（※）の証として、オレンジリングをお渡しします。

※ 認知症サポーター…認知症を正しく理解して認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことです。何かを特別にするとするものではありません。オレンジリングを携帯し、自分のできる範囲で活動します。

●お問い合わせ 包括支援課 電話047-436-2558

### ②杖の支給

歩行が困難な高齢者の安全のため、杖を支給します。

●対象となる人 次の要件をすべて備えている人

- ・在宅で生活している65歳以上の人
- ・以前に杖の支給を受けていない人
- ・日常生活において歩行が困難な人
- ・平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害による障害者手帳をお持ちでない人

※介護保険の歩行に関する福祉用具の貸与の対象となる人等については、支給できない場合があります。

※申請後、保健師等による訪問調査の後に杖を支給します。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

### ③福祉タクシー乗車券（高齢者）の交付

通院等でタクシーを利用するときに運賃の一部を助成する福祉タクシー乗車券（高齢者）を交付します。

●対象となる人 要支援2または要介護1～5の認定を受けている人。

※平成29年4月1日から、特別養護老人ホーム等の施設入所者や入院中の方も利用可能となりました。

●助成額 市が協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合、運賃の半額を助成（助成上限1,200円）します。

- 交付枚数 要支援2または要介護1・2の人 年度12枚  
要介護3～5の人 制限なし

- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話 047-436-2352

#### ④寝具乾燥消毒車の派遣

寝たきり又はひとり暮らしの人を対象に、日照や人手などの理由で自然乾燥が困難な場合は、寝具を清潔に保つため乾燥消毒車を月1回派遣します。

- 対象となる人 65歳以上の人で、寝具の自然乾燥を行うことが困難な、ねたきり又はひとり暮らしの人。申請の際は、お住まいの地区の民生委員の確認が必要です。

- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

#### ⑤声の電話訪問

孤独感の解消と近況確認のため、定期的に電話で訪問します。

- 対象となる人 65歳以上のひとり暮らしで、安否の確認を必要としている人。

- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

#### ⑥食の自立支援事業

食事づくりが困難な高齢者等に、普通食・きざみ食・粥食のほか、各種制限食（カロリー、塩分、たんぱくなど）等のお食事をお届けします。また、お届けと併せて安否の確認も行います。なお、希望する人には毎月食事内容をご提示いただきますと、栄養士が内容を分析し栄養指導を行う「栄養管理サービス」を実施いたします。

- 対象となる人 おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、食事づくりが困難な人。

- 費用 業者およびメニューによって異なります。

- お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

## ⑦障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない人でも、65歳以上で市区町村等から障害者等に準ずる者として認定された人に税の所得控除（障害者控除または特別障害者控除）が受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※障害者手帳などをお持ちの方でも、市の認定を受けることで、より多くの控除が受けられる場合があります。（すでに特別障害者控除を受けている人は該当しません）。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

## ⑧自立支援医療費（精神通院医療）の支給

自立支援医療費（精神通院医療）制度は、精神の疾患により通院治療を受けている方が、指定の医療機関で保険診療を受けた際に、健康保険の種類にかかわらず、医療費の一部を公費で負担する制度です。

自己負担は医療費の1割です。また、疾病の程度や「世帯」の所得の状況に応じて月の自己負担額に上限が設けられます。有効期間は最長1年間です。

●世帯について 自立支援医療制度における「世帯」とは、受診者と同じ健康保険に加入する方全員を指します。そのため、住民票上の世帯や実際の居住形態、また、税制面での取扱いとも異なる場合があります。

●お問い合わせ 障害福祉課（市役所2階） 電話047-436-2729

## ⑨保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」

経済的な心配、家族のこと、福祉サービスのことなど、いろいろな問題が絡み合って、どこに相談したらよいかわからない人の相談窓口です。社会福祉士などの専門家が相談に応じ、解決の道順や方法をご本人と一緒に考えるお手伝いをします。

●お問い合わせ “さーくる” 船橋市湊町2-12-4 湊町十二番館ビル4階 401号  
電話047-495-7111 FAX 047-435-7100

## ⑩ふなばし健康ダイヤル24

24時間年中無休で、市民の健康や医療に関する悩みを電話で相談できるサービスです。ご相談には、看護師などの専門家が応じます。

●電話番号 0120-2784-37（通話料・相談料無料）

※言語や聴覚に障害のある方は、専用FAX番号0120-3066-68をご利用ください。

※FAX送信の際には、市役所障害福祉課及び市内各出張所・連絡所に設置してある専用のFAX相談シートをご利用ください。

※但し、FAX相談シートが手元になく緊急の場合には、以下を記入してFAXしてください。

- ・連絡先のFAX番号
- ・相談者の氏名・性別・年齢
- ・相談対象者の性別・年齢
- ・相談内容

●主な相談内容・健康相談…日常生活で感じる「身体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談

- ・医療相談…病気に関する説明や治療・検査などについてのアドバイス
- ・介護相談…介護を受ける人、される人の様々な不安に対する相談
- ・メンタルヘルス相談…ストレスや不安などの対処法等についてのアドバイス
- ・医療機関案内…もよりの医療機関や夜間・休日に受診できる医療機関を案内

※この事業は、民間事業者に委託して運営しています。

※電話での限られた情報による対応になりますので予めご了承ください。

●お問い合わせ 健康政策課 医療施設係 電話047-436-2335

## ⑪SOSネットワーク

市では、自治会、民生委員、警察署など各関係機関の協力・連携で、高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、連絡体制を組んで早期発見に努めています。

万一高齢者が行方不明になったとき、警察署に捜索願いを行うとともに、SOSネットワークの利用を依頼すると、ファックスで各関係機関に発見・保護を依頼します。

※希望により「船橋ひやりハッと防犯・交通安全情報」の登録者へのメール配信や近隣市への情報提供も行います。

※市への事前登録等は必要ありません。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話047-436-2352

## ⑫生きがい福祉事業団

高齢者等に地域に密着した仕事を提供し、生きがいの充実や社会促進することとともに、福祉の向上に寄与することを目的に活動しています。経験と能力を生かし仕事をしたい、という健康な高齢者等が会員となり、民間企業、一般家庭、公共団体等から事業団が請け負った臨時的かつ短期的又は軽作業等を会員に提供、就業していただき、その対価は配分金として事業団から会員に支払う制度を行っています。

●お問い合わせ 公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団 電話 047-435-1255



## ⑬活動・参加、イベント等

市内では、認知症の人を支えたり、予防のための様々なイベントや会が開催されています。

### ●徘徊模擬訓練

徘徊高齢者を地域で優しく見守り、安全、安心して暮らせるように、地域包括支援センター、地区の団体、介護事業所等や住民と一緒に、徘徊高齢者を保護するための訓練を地域で実施しています。

### ●ふなばしオレンジネット

市では、市内在住・在勤で認知症サポーター養成講座を受講し、オレンジリングを所持している認知症サポーターを対象に、メール配信サービスをしています。行方不明高齢者の徘徊情報、認知症に関するイベント情報や認知症に関するボランティア情報等を配信しています。

右記QRコードを  
読み取り登録して  
ください。



### ●認知症メモリーウォーク

市民や社会に対して、認知症や認知症の人を理解していただくことを目的とした啓発活動のためのパレードです。市民祭りに合わせて行っています。



## 5. 各種パンフレット

パンフレット『認知症を正しく知ろう』と『若年性認知症ハンドブック』、『介護保険・高齢者福祉ガイド』のご案内

船橋市では、認知症全般についてわかりやすくまとめている『認知症を正しく知ろう』と若年性認知症のサービスをまとめている『若年性認知症ハンドブック』、介護保険や高齢者福祉等のサービスがまとめられている『介護保険・高齢者福祉ガイド』のパンフレットを作成し配布をしています。「認知症安心ナビ」と合わせてご活用ください。



## 6. 編集者・事務局

船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 包括支援課  
〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所 3階  
電話 047-436-2558 F A X 047-436-2885  
Eメール [hokatsu@city.funabashi.lg.jp](mailto:hokatsu@city.funabashi.lg.jp)



※編集協力  
船橋市認知症ネットワーク研究会

- 船橋市認知症ネットワーク研究会とは  
船橋市医師会が主体となり、認知症にかかわる様々な団体が協力し、平成21年4月に設置された研究会です。  
認知症になっても本人及びその家族が安心して暮らせる街づくりを目指し、認知症シンポジウムの開催など様々な取り組みを協力・連携して行っています。

構成団体（平成29年4月現在）：

船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、船橋市認知症サポート医会、船橋市精神科医会、東葛南部認知症疾患医療センター千葉病院、船橋市介護支援専門員協議会、認知症のひと家族の会（千葉県支部）、船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会、船橋市老人福祉施設協議会、船橋市認知症高齢者グループホーム連絡会、船橋市介護老人保健施設協会、ふなばし市訪問看護連絡協議会、船橋市訪問介護事業者連絡会、船橋市在宅医療支援拠点、認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会、船橋市